

主な指摘事項【介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム(地域密着型含む)】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後について修正・追記を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・利用料金の記載について、利用者負担額の1割、2割及び3割の負担額を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・第3者評価の実施状況について記載すること。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者についても記載すること。 ・令和3年度報酬改定の内容について、文書の送付のみとしているため、改定の内容について利用者又はその家族から同意を得ること。	3件
運営	入退所	・指定地域密着型介護老人福祉施設の入所において、入所順位名簿が作成されていないため、優先的に入所した利用者の順位を確認することができなかったため、入所順位名簿を作成し、その優先とした理由を明確にし選定委員会の議事録等に明記すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	・指定介護福祉サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。	2件
運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	3件
運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	1件
運営	施設サービス計画の作成	・施設サービス計画について、提供期間開始後に作成された計画や開始後に同意を得た計画が散見されたため、提供開始前に計画を作成し、同意を得ること。 ・施設サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)について、入所者及びその家族並びに担当者と連携を行い記録を保管すること。	1件
運営	運営規程	・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 ・施設の利用に当たっての留意事項について記載すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・屋間について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない日が書類上散見された。実態としては、配置していることが認められるものの、適切な介護サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制をしっかりと整備すること。	1件
運営	衛生管理等	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上実施すること。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	3件
運営	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故が発生した場合(ヒヤリハットを含む)に、当該事実の報告及びその分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ・サービスの提供により事故が発生し外部への受診をしているにもかかわらず、保険者への報告がなされていないため、外部受診が必要な事故が発生した場合は速やかに保険者に報告すること。	3件
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算	・個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等をおこなうとされている。しかしながら、個別機能訓練計画書において、多職種共同で作成したことのわかる記載がなかったため、計画書の特記事項欄に、計画作成に関わった者の職種及び氏名を記載すること。 ・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者)は、利用者ごとに保管され、常に個別機能訓練の従業者により閲覧が可能であるようにすることとされている。しかしながら、記録には実施時間の記載がなく、また氏名欄に記載があるが担当者のものか判別できなかった。実施時間については例えば10:00～10:20という形で記載し、氏名欄は担当者氏名欄に改めること。また、記録はユニットごとに利用者全員分を保存しているが、利用者ごとに保存するよう改めること。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	栄養マネジメント強化加算	・栄養ケア計画については、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種の者が共同して作成することとされている。しかしながら、多職種共同で作成したことのわかる記載がなかったため、計画書の特記事項欄に、計画作成に関わった者の職種及び氏名を記載すること。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	褥瘡マネジメント加算	・褥瘡ケア計画については、多職種の共同により作成されることとなっている。しかしながら、多職種共同で作成したことのわかる記載がなかった。計画書内にその旨を記載するか、様式上記載可能な箇所がなければ、ケアプランに記載する等、記録を残すこと。	1件

計22件